

## 大分市上下水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

大分市上下水道局指定給水装置工事事業者に係る行政処分等取扱要領第11条に規定する基準は、以下のとおりとする。表中、大分市上下水道事業管理者を「管理者」と表記する。

1. 指定の取消し  
指定の要件を欠くに至ったとき、又は、違反行為が故意かつ悪質なものと認められるとき、又は重過失と認められるとき。
2. 指定の効力の停止（停止6箇月以内）  
違反行為が故意又は重過失によるものであるが、指定の取消しを留保する情状酌量すべき特段の事由があるとき。  
処分内容に応じて、2週間・1箇月・3箇月・6箇月の内から指定停止の期間を決める。

違反項目	根拠条項 (水道法)	関係法規条項		違反内容	処分内容	行政処分決定前の行政指導の方法等	
		水道法、施行令・規則	指定工事事業者規定				
指定要件違反	第25条の11 第1項第1号	法第25条の3 第1項第1号	第5条 第1項第1号	1.事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任した者を配置しないとき	指定取消し	○「休止届」又は「廃止届」を提出するよう指導する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。	
			第1項第2号 規則第20条	第1項第2号	2.厚生省令で定める機械器具を有しなくなったとき	指定取消し	○厚生省令で定める機械器具を有しないことが判明したときは、指定業者に申し付けている機械器具を備え付けるように指導する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
			第1項第3号イ	第1項第3号ア	3.心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として判明したとき	指定取消し	○指定業者が個人の場合は「廃止届」を提出するように指導する。 法人の場合は欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は適用しない。
			第1項第3号ロ	第1項第3号イ	4.破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき	指定取消し	○一律に指定を取消す。
			第1項第3号ハ	第1項第3号ウ	5.水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき	指定取消し	○一律に指定を取消す。
			第1項第3号ニ	第1項第3号エ	6.指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であることが判明したとき	指定取消し	○一律に指定を取消す。
			第1項第3号ホ	第1項第3号オ	7.業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき ①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき ②道路掘削許可、道路使用許可を要せずに工事を施行したとき ③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき ④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき ⑤研修機会の確保をしなかったとき ⑥文書注意に従わないとき ⑦文書警告に従わないとき ⑧その他の違反行為（主として管理者の承認を受けずに工事を施行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。）	指定停止6月以内 指定停止6月以内 指定停止3月以内 指定停止6月以内	○他法秩序違反の常習者や水道法違反の未遂であり、様々なケースがあり得る。 違反行為の程度によって処分の内容は異なるが、再犯の場合や悪質と判断できる場合は欠格要件に該当するとみなし指定を取消す。
8.大分市暴力団排除条例に抵触する以下の事実が判明したとき ①役員等が暴力団員であること ②暴力団員であることを知りながらその者を雇用し、又は使用していること ③暴力団員であることを知りながらその者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約を締結していること ④暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与していること ⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有する等社会的に非難される関係を有していること ⑥暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用していること ⑦役員等が②から⑥に該当すること	指定取消し	○一律に指定を取消す。					
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	第25条の11 第1項第2号	法第25条の4 第1・2項 規則第21条	第11条 第1・2・3項 第4項	1.給水装置工事主任技術者を速やかに選任しないとき並びに選任又は解任がなされた際に速やかに届け出なかったとき	指定取消し	○選任届、解任届を速やかに提出するよう指導する。この指導に従わない場合は、指定を取り消す。	
			第2項	2.給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき	指定停止3月以内	○兼任を解くよう指導し、解任届を提出させる。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。	
届出義務違反	第25条の11 第1項第3号	法第25条の7 規則第34条 規則第35条	第7条 第1・2項	1.事業所の名称、所在地、氏名、名称、住所、代表者氏名、役員氏名、主任技術者氏名・免状番号のいずれかに変更があり、変更の届出を怠ったとき又は虚偽の届出をしたとき	指定取消し	○変更届を速やかに提出するよう指導する。 この指導に従わない場合及び虚偽の届出を行った場合は指定を取消す。	
			第1・3項	2.事業を休止し、休止し、又は再開した際に、これらの届出を怠ったとき又は虚偽の届出をしたとき	指定取消し	○廃止届、休止届、再開届を速やかに提出するよう指導する。 この指導に従わない場合及び虚偽の届出を行った場合は指定を取消す。	
事業の運営基準違反	第25条の11 第1項第4号	法第25条の8 規則第36条第1号 規則第36条第2号 規則第36条第3号 令第6条 規則第36条第5号イ 規則第36条第5号ロ	第12条 第1項第1号	1.給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき		○工事申込みの際の設計書に主任技術者を記入する欄が空白の場合は記入させる。	
			第1項第2号	2.配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき	指定停止1月以内	○工事申込みの際の設計書に記入した配管技能者技能者と施工時の技能者は一致しない場合がある。 技能を有する者は、公的な資格、民間の資格あるいはこれらに類するものにより判断することが可能であるが、資格を有していない場合であっても実際に技能を有しているか否かにより最終判断すべきである。（文書による注意）	
			第1項第3号	3.管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事に条件に適合しない工事を施行したとき	指定停止6月以内	○具体的には、設計施工基準等に従わない場合が該当する。 (水道法施行令第5条を除く。) 工法等に適合させるよう工事のやり直しを指示これに従わない場合、処分期間を決定する。 この処分に従わない場合は、指定を取消す。	
			第1項第5号ア	4.水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき (令第6条：給水装置の構造及び材質の基準)	指定停止6月以内	○基準に適合するよう工事のやり直しを指示し、これに従わない場合、処分期間を決定する。 この処分に従わない場合は、指定を取消す。	
			第1項第5号イ	5.給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき	指定停止3月以内	○適正な機械器具を備え付けるように指導し、これに従わない場合、処分期間を決定する。	

		規則第36条第5号	第1項第6号	6.指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき	指定停止3月以内	この処分に従わない場合は、指定を取消す。 ○記録の作成・保存を指導し、これに従わない場合、処分期間を決定する。 この処分に従わない場合は、指定を取消す。
工事施行に関する義務違反	第25条の11 第1項第5号	法第25条の9	第15条	1.給水装置の検査の際、管理者による給水装置工事主任技術者の立会いの求めに、正当な理由なく応じないとき	指定停止3月以内	○当該業者から事情を聴取して指導し、これに従わない場合、処分期間を決定する。 この処分に従わない場合は、指定を取消す。
	第6号	第25条の10	第16条	2.管理者による、給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定停止3月以内	○当該業者から事情を聴取して指導し、これに従わない場合、処分期間を決定する。 この処分に従わない場合は、指定を取消す。
	第7号		第8条第1項第8号	3.施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定停止6月以内	○水道施設を破損した場合は、現状復旧を指示しこれに従わない場合、処分期間を決定する。 この処分に従わない場合は、指定を取消す。
不正申請	第25条の11 第1項第8号		第8条第1項第1号	1.不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。	指定取消し	○事実が判明したら、速やかに指定を取消す。